

あさひ園居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援）

【利用料金】

（１）基本料金

要介護を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありませんがご利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、要介護度に応じて下記の金額（1か月当り）をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、旭川市の窓口へ提出することで、全額払い戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1, 2	10,530円	（1月につき）
	要介護 3, 4, 5	13,680円	（1月につき）

（２）加算料金等

初 回 加 算		3,000円	（1月につき）
特 定 事 業 所 加 算（Ⅱ）		4,000円	（1月につき）
入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅰ）		2,000円	
入 院 時 情 報 連 携 加 算（Ⅱ）		1,000円	
退 院 ・ 退 所 加 算	連携1回	4,500円	（カンファレンス無）
	連携2回	6,000円	
	連携1回	6,000円	（カンファレンス有）
	連携2回	7,500円	
	連携3回	9,000円	
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3,000円	
中山間地域等居住者サービス提供加算		所定単位数の5%加算	（1月につき）
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円	（1月につき）

※ 特定事業所加算（Ⅱ）について、当事業所は主任介護支援専門員を配置している等の条件を満たしておりますので加算されます。

※ 当事業所の実施地域は、旭川市内としておりますが、通常の実施地域を越えて中山間地域等（旭川市以外の道内全域）に居住される方のサービスを提供した場合には所定単位数の5%が加算されます。